

職員の給与に関する報告

令和2年11月

札幌市人事委員会



札人委調第 743 号
令和 2 年 (2020 年) 11 月 16 日

札幌市議会議長 五十嵐 徳美 様
札幌市長 秋元 克広 様

札幌市人事委員会
委員長 常本 照樹

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与について別紙のとおり報告します。

報 告

本委員会は、本年10月28日、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を引き下げることとすることを内容とする給与勧告を行った。

また、月例給については、本年8月17日から9月30日までの期間に実施した「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公民較差を算出し、別途必要な報告及び勧告を行う旨の報告を行った。

この度、月例給についての調査結果を取りまとめたことから、以下のとおり報告を行う。

1 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和2年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

また、市内民間事業所の従業員の給与の支給状況を把握するため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所697事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した168事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

給与勧告に当たっては、「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

（職員の給与に関する報告及び勧告（令和2年10月28日）報告「1 職員給与の状況」参照）

（職員の給与に関する報告及び勧告（令和2年10月28日）報告「2 民間給与の状況」参照）

（参考資料 民間給与関係資料 参照）

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合は減少しており、また、定期昇給を実施した事業所の割合も減少している状況が認められた。

このような情勢のもと、「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員（再任用職員を除く。）にあっては一般

行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第1表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を119円（0.03%）下回っていることが認められた。

第1表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
347,358円	347,477円	△119円（△0.03%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 初任給

本年の初任給の改定状況について、新規学卒者の採用がある事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は大学卒で44.2%、高校卒で51.9%となっている。

このような状況のもと、市内民間事業所における事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給を調査した結果は、第2表に示すとおりであり、その支給額は職員の初任給の現行支給額を上回っている。

第2表 民間における学歴別初任給

学歴	新卒事務員・技術者	(参考) 職員の現行初任給
大学卒	197,191円	184,885円
短大卒	170,079円	166,242円
高校卒	163,952円	151,822円

(注) 1 金額は、春季給与改定前の事業所の初任給を含めて集計したものである。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者に支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 職員の現行初任給は、地域手当（3%）を含めたものである。

2 国家公務員給与との比較

総務省の「平成31年地方公務員給与実態調査」によると、平成31年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、99.6となっている。

3 人事院の月例給に関する報告の要旨

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与についておおむね下記の報告を行った。

人事院の月例給に関する報告

1 官民較差

△164円（△0.04%）〔行政職俸給表(-)…現行給与408,868円、平均年齢43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

4 給与の改定

民間給与の実態、人事院の月例給に関する報告の概要等は、先に述べたとおりである。また、前述のとおり、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を119円（0.03%）下回っており、初任給では、民間の支給額が職員の支給額を上回っていることが認められた。

本委員会では、これらを総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年4月現在で民間給与が職員給与をわずかに下回っているものの、ほぼ均衡している状況にあること、また、本年の公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うには十分でないことから、本年は行政職給料表及び諸手当の改定を見送ることが適当である。

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、本年は改定を見送ることが適当である。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、これまで人事院勧告の内容に準じて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことから、改定を見送ることが適当である。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、これまで人事院勧告の内容を踏まえて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことを踏まえ、改定を見送ることが適当である。

(2) 初任給

初任給については、本市職員の初任給が市内民間事業所における水準を相当程度下回っている状況が続いていること、有為な人材の確保が喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、市内民間事業所における水準との均衡等を考慮して、全ての初任給基準を2号俸引き上げる必要がある。

ただし、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）の適用を受ける職員の初任給基準については、これまでの経緯を踏まえ、北海道における状況を考慮して検討する必要がある。

なお、初任給基準の改定については、公民較差の状況等を考慮して、令和3年4月1日から実施することが適当である。また、この改定に伴い、在職者について所要の調整措置を講ずる必要がある。

参 考 资 料

目 次

民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別事業所数	3
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	3
第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	4
第4表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	13

民間給与関係資料

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和 2 年 4 月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年 8 月から本年 7 月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年 4 月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ウ及びエに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6 月 29 日から 7 月 31 日までの間
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8 月 17 日から 9 月 30 日までの間

4 調査の範囲等

(1) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

令和 2 年 4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 697 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54 職種。うち初任給関係職種は 12 職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は 16 職種である。

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(1)アに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって 17 層に層化し、これらの層から 168 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員等

調査実人員は、5,705人（うち初任給関係は298人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、34,423人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、33,152人である。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第2位を四捨五入している。

第1表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左 の うち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	683	139	20	60	10	18	31
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	82	12	4	3	0	2	3
製 造 業	69	16	2	2	1	4	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	171	41	7	22	3	2	7
卸 売 業 ・ 小 売 業	107	28	2	14	5	4	3
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	60	10	1	1	0	4	4
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	194	32	4	18	1	2	7

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が14所あった。
 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が27所あった。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	197,191	203,815	192,227	200,192
	短 大 卒	170,079	175,752	168,578	※ 164,889
	高 校 卒	163,952	161,004	165,349	※ 171,475
新 卒 事 務 員	大 学 卒	194,397	199,592	191,170	*
	短 大 卒	171,045	※ 169,955	166,953	※ 185,500
	高 校 卒	160,617	160,055	159,664	*
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,796	216,249	195,022	※ 206,189
	短 大 卒	168,631	※ 185,027	※ 171,828	※ 148,400
	高 校 卒	172,625	※ 167,333	※ 176,720	※ 165,633

- (注) 1 金額は、春季給与改定前の事業所の初任給を含めて集計したものである。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者に支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 3 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。
 4 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等
その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)				
			支給する	うち時間外					
			円	円	円				
事 務 部 長	支 店 長	21	54.6	817,051	2,552	814,499	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級	
	大 学 卒	15	54.2	854,602	3,425	851,177			
	短 大 卒	2	51.7	633,927	0	633,927			
	高 校 卒	4	58.3	762,377	204	762,173			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	工 場 長	工 場 長	*	*	*	*	*		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	0	-	-	-	-		
		短 大 卒	0	-	-	-	-		
		高 校 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	183	52.8	628,189	1,927	626,262		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	134	52.3	641,821	2,235	639,586		
		短 大 卒	13	51.9	577,388	4,044	573,344		
高 校 卒		36	54.9	598,727	0	598,727			
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	105	53.1	627,932	3,442	624,490	同 上		
	大 学 卒	75	53.1	653,203	1,020	652,183			
	短 大 卒	15	51.7	570,026	11,290	558,736			
	高 校 卒	15	54.4	546,273	9,164	537,109			
事 務 課 長	事 務 課 長	102	50.7	554,513	259	554,254	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 (中間職(部長-課長間))		
	大 学 卒	69	50.1	579,474	151	579,323			
	短 大 卒	16	50.4	439,865	191	439,674			
	高 校 卒	17	53.3	558,829	701	558,128			
技 術 課 長	技 術 課 長	61	49.7	566,902	2,592	564,310	同 上		
	大 学 卒	44	49.1	581,613	1,648	579,965			
	短 大 卒	14	52.0	538,294	0	538,294			
	高 校 卒	3	49.0	471,394	27,224	444,170			
事 務 課 次 長	事 務 課 次 長	483	49.2	519,748	11,371	508,377	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
	大 学 卒	318	48.2	533,821	9,825	523,996			
	短 大 卒	41	48.5	470,928	19,271	451,657			
	高 校 卒	121	51.9	501,494	12,952	488,542			
技 術 課 次 長	技 術 課 次 長	266	49.6	551,384	6,262	545,122	同 上		
	大 学 卒	176	49.1	568,899	3,556	565,343			
	短 大 卒	52	50.5	512,678	11,953	500,725			
	高 校 卒	37	51.5	508,202	11,581	496,621			
中 学 卒	*	*	*	*	*				

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級		
			きま っ て		(A - B)				
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)					
人 歳	円	円	円						
事 務 係 長	事務課長代理	120	49.3	488,097	36,757	451,340	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)		
	大学卒	51	48.0	488,534	30,316	458,218			
	短大卒	23	48.3	451,350	35,139	416,211			
	高校卒	45	51.2	507,214	45,130	462,084			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技 術 係 長	技術課長代理	139	46.7	510,896	61,984		448,912	同 上
		大学卒	62	46.0	556,883	56,668		500,215	
		短大卒	50	47.6	450,050	56,177		393,873	
		高校卒	27	47.0	503,393	84,464		418,929	
		中学卒	0	-	-	-		-	
	事 務 係 員	事務係長	552	45.4	438,738	48,876		389,862	係の長及び係長級専門職
		大学卒	335	43.8	451,468	54,760		396,708	
		短大卒	94	46.0	402,195	35,808		366,387	
		高校卒	123	49.3	430,727	42,265		388,462	
		中学卒	0	-	-	-		-	
	技 術 係 員	技術係長	213	47.2	506,692	109,057		397,635	同 上
		大学卒	119	45.3	547,684	140,701		406,983	
		短大卒	28	44.9	413,128	62,750		350,378	
		高校卒	64	51.5	466,755	66,528		400,227	
		中学卒	2	52.7	401,834	81,782		320,052	
事 務 主 任	事務主任	536	42.0	376,724	35,242	341,482	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)		
	大学卒	258	39.0	390,435	41,914	348,521			
	短大卒	122	42.3	345,847	23,799	322,048			
	高校卒	154	46.5	378,530	33,333	345,197			
	中学卒	2	46.5	301,950	19,064	282,886			
技 術 主 任	技術主任	235	40.2	403,967	66,887	337,080	同 上		
	大学卒	129	36.6	436,496	84,522	351,974			
	短大卒	51	43.0	353,146	41,276	311,870			
	高校卒	52	46.0	375,874	46,629	329,245			
	中学卒	3	45.3	371,167	102,100	269,067			
事 務 係 員	事務係員	1,564	38.6	315,190	31,060	284,130			
	大学卒	881	34.8	326,939	34,040	292,899			
	短大卒	311	40.1	280,755	23,791	256,964			
	高校卒	368	46.4	313,770	29,702	284,068			
	中学卒	4	35.1	239,142	3,193	235,949			
技 術 係 員	技術係員	617	34.0	366,377	75,591	290,786			
	大学卒	392	32.4	387,452	91,932	295,520			
	短大卒	135	36.4	328,501	50,892	277,609			
	高校卒	89	37.5	336,303	43,302	293,001			
	中学卒	*	*	*	*	*			

本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級

- (注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)
- 2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外		(A-B)	
				給 与 (A)	手 当 (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	6	56.5	699,071	0	699,071	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	15	55.0	632,456	0	632,456	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究員	21	47.2	533,193	2,212	530,981	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	10	30.3	374,063	38,079	335,984	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	2	67.0	892,883	0	892,883	
	大学副学長	4	57.5	750,807	0	750,807	
	大 学 教 授	44	55.8	683,753	0	683,753	
	大学准教授	24	49.0	624,431	0	624,431	
	大 学 講 師	14	38.1	480,812	0	480,812	
	大 学 助 教	2	37.0	290,639	0	290,639	
高 等 学 校 職 種	高 校 校 長	2	60.0	737,644	0	737,644	
	高 等 学 校 頭	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 諭	2	45.0	547,773	0	547,773	
	高 等 学 校 諭	61	41.7	466,500	0	466,500	

その2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きま っ て		(A-B)			
			支 給 す る	う ち 時 間 外				
給 与 (A)	手 当 (B)	円	円	円				
事 務 係 職 種	支 店 長	19	54.7	842,899	2,762	840,137	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	14	54.5	875,997	3,613	872,384		
	短 大 卒	2	51.7	633,927	0	633,927		
	高 校 卒	3	58.3	829,216	267	828,949		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	125	53.0	659,710	734	658,976	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	95	52.6	668,742	382	668,360		
	短 大 卒	8	53.1	635,690	5,904	629,786		
	高 校 卒	22	54.5	632,580	0	632,580		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
技 術 部 長	65	53.6	664,654	838	663,816	同 上	同 上	
大 学 卒	54	53.5	681,716	0	681,716			
短 大 卒	4	51.6	636,789	14,085	622,704			
高 校 卒	7	55.5	542,454	0	542,454			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	72	51.2	581,177	244	580,933	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	57	50.2	587,808	183	587,625			
短 大 卒	6	53.4	488,388	0	488,388			
高 校 卒	9	55.1	593,485	684	592,801			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	32	49.3	619,274	0	619,274	同 上	同 上	
大 学 卒	28	48.9	624,016	0	624,016			
短 大 卒	3	52.6	611,293	0	611,293			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	330	48.9	520,274	14,165	506,109	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	215	47.7	528,166	11,754	516,412			
短 大 卒	26	47.2	473,759	26,025	447,734			
高 校 卒	86	52.1	517,110	16,775	500,335			
中 学 卒	3	53.9	469,752	0	469,752			
技 術 課 長	142	49.9	593,232	4,073	589,159	同 上	同 上	
大 学 卒	110	49.2	599,580	2,863	596,717			
短 大 卒	14	51.5	556,319	8,171	548,148			
高 校 卒	18	53.8	574,631	10,107	564,524			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級		
			きま っ て		(A-B)				
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)					
人 歳	円	円	円						
事 務 課 長 代 理	大 学 卒	62	49.3	514,084	44,671	469,413	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4 級、5 級	
	短 大 卒	27	47.9	532,924	41,701	491,223			
	高 校 卒	8	49.6	450,125	24,016	426,109			
	中 学 卒	27	50.5	516,573	53,642	462,931			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	技 術 課 長 代 理	大 学 卒	71	46.2	551,802	65,496	486,306	同 上	同 上
		短 大 卒	42	45.5	582,251	47,610	534,641		
		高 校 卒	13	47.2	466,329	59,078	407,251		
		中 学 卒	16	47.2	536,210	116,273	419,937		
		中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 係 長	大 学 卒	326	44.4	470,911	55,960	414,951	係の長及び係長級専門職	同 上	
	短 大 卒	237	43.4	477,505	62,727	414,778			
	高 校 卒	38	44.2	416,332	29,488	386,844			
	中 学 卒	51	49.2	478,348	42,074	436,274			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 係 長	大 学 卒	96	48.0	597,098	154,079	443,019	同 上	同 上	
	短 大 卒	67	45.2	626,384	191,948	434,436			
	高 校 卒	2	47.9	687,198	176,760	510,438			
	中 学 卒	27	55.7	510,479	50,604	459,875			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 主 任	大 学 卒	277	42.3	379,426	33,147	346,279	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	2 級、3 級	
	短 大 卒	137	38.9	390,783	39,566	351,217			
	高 校 卒	50	40.5	328,696	18,775	309,921			
	中 学 卒	90	48.1	387,700	31,040	356,660			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 主 任	大 学 卒	55	37.9	448,731	77,481	371,250	同 上	同 上	
	短 大 卒	34	33.8	485,346	103,902	381,444			
	高 校 卒	14	45.0	375,120	26,617	348,503			
	中 学 卒	7	44.2	409,466	45,210	364,256			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 係 員	大 学 卒	924	39.4	329,898	36,294	293,604	32歳以上 2 級 31歳以下 1 級		
	短 大 卒	549	35.8	334,148	37,675	296,473			
	高 校 卒	166	40.3	295,080	30,875	264,205			
	中 学 卒	207	47.7	342,586	36,687	305,899			
	中 学 卒	2	29.1	248,589	1,321	247,268			
技 術 係 員	大 学 卒	278	33.4	407,341	99,331	308,010	同 上	同 上	
	短 大 卒	188	33.0	434,466	117,733	316,733			
	高 校 卒	50	30.3	315,299	52,882	262,417			
	中 学 卒	40	39.9	368,044	52,419	315,625			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 係 職 種	支 店 長	2	54.0	503,893	0	503,893	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	50	52.7	564,330	633	563,697	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	31	51.9	593,194	1,042	592,152		
短 大 卒	5	49.5	450,606	0	450,606			
高 校 卒	14	55.5	542,133	0	542,133			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	27	52.8	578,063	2,304	575,759	同 上	同 上	
大 学 卒	16	52.4	574,712	1,362	573,350			
短 大 卒	8	52.9	575,004	1,104	573,900			
高 校 卒	3	54.9	603,781	10,443	593,338			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	24	49.2	509,370	386	508,984	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	6 級	
大 学 卒	9	47.2	522,856	0	522,856			
短 大 卒	7	49.4	484,323	455	483,868			
高 校 卒	8	51.0	515,095	724	514,371			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	22	50.5	518,813	211	518,602	同 上	同 上	
大 学 卒	14	49.5	492,336	331	492,005			
短 大 卒	8	52.2	565,193	0	565,193			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	145	50.0	518,811	4,599	514,212	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級	
大 学 卒	99	49.5	547,421	5,444	541,977			
短 大 卒	13	50.6	449,823	5,109	444,714			
高 校 卒	33	51.0	458,656	1,920	456,736			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	97	49.4	500,323	5,697	494,626	同 上	同 上	
大 学 卒	58	49.3	498,887	3,329	495,558			
短 大 卒	30	49.7	502,472	10,335	492,137			
高 校 卒	9	48.8	502,417	5,175	497,242			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きま っ て		(A-B)				
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)					
事 務 係 長 代 理	人 歳		円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4 級、5 級		
	事務課長代理	56	49.1	459,406	29,625			429,781	
	大学卒	23	48.0	440,402	19,620			420,782	
	短大卒	14	47.1	448,695	45,488			403,207	
	高校卒	18	52.2	493,363	32,532			460,831	
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技 術 係 長 代 理	41	48.9	491,658	87,686	403,972	同 上	同 上	
		大学卒	13	48.4	528,585	113,666			414,919
		短大卒	23	49.7	478,755	80,605			398,150
		高校卒	5	46.1	445,268	44,186			401,082
		中学卒	0	-	-	-			-
	事 務 係 長	195	47.0	393,735	38,546	355,189	係の長及び係長級専門職	2 級、3 級	
		大学卒	84	44.9	381,490	31,848			349,642
		短大卒	53	47.3	398,858	42,315			356,543
		高校卒	58	49.8	405,938	44,312			361,626
		中学卒	0	-	-	-			-
	技 術 係 長	100	46.7	411,188	59,189	351,999	同 上	同 上	
		大学卒	49	45.7	402,377	47,076			355,301
		短大卒	20	44.9	377,158	50,700			326,458
		高校卒	29	49.3	447,578	82,391			365,187
中学卒		2	52.7	401,834	81,782	320,052			
事 務 主 任	222	41.7	380,803	40,290	340,513	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級		
	大学卒	96	39.2	403,089	53,681			349,408	
	短大卒	69	43.6	360,494	26,651			333,843	
	高校卒	55	43.4	371,319	35,664			335,655	
	中学卒	2	46.5	301,950	19,064			282,886	
技 術 主 任	109	40.7	405,422	76,009	329,413	同 上	同 上		
	大学卒	74	38.0	427,872	85,982			341,890	
	短大卒	14	44.8	360,554	62,240			298,314	
	高校卒	21	47.4	357,610	50,247			307,363	
	中学卒	0	-	-	-			-	
事 務 係 員	553	36.4	285,773	22,191	263,582	同 上	同 上		
	大学卒	287	32.3	311,328	28,744			282,584	
	短大卒	130	39.4	260,349	14,973			245,376	
	高校卒	135	42.5	253,471	14,686			238,785	
	中学卒	*	*	*	*			*	
技 術 係 員	240	35.7	327,762	53,430	274,332	同 上	同 上		
	大学卒	153	32.4	321,663	56,653			265,010	
	短大卒	63	39.6	339,373	52,515			286,858	
	高校卒	24	39.4	314,846	36,947			277,899	
	中学卒	0	-	-	-			-	

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級	
大 学 卒	0	-	-	-				
短 大 卒	0	-	-	-				
高 校 卒	0	-	-	-				
中 学 卒	0	-	-	-				
工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
大 学 卒	0	-	-	-				
短 大 卒	0	-	-	-				
高 校 卒	0	-	-	-				
中 学 卒	0	-	-	-				
事 務 部 長	8	51.1	513,264	25,000	488,264	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級	
大 学 卒	8	51.1	513,264	25,000	488,264			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	13	50.5	494,825	20,615	474,210	同 上	同 上	
大 学 卒	5	49.2	487,112	13,200	473,912			
短 大 卒	3	49.3	458,190	29,000	429,190			
高 校 卒	5	52.4	524,520	23,000	501,520			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	6	51.3	435,080	0	435,080	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	5 級	
大 学 卒	3	55.0	584,493	0	584,493			
短 大 卒	3	47.7	285,667	0	285,667			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	7	49.6	427,916	21,286	406,630	同 上	同 上	
大 学 卒	2	49.5	429,950	34,000	395,950			
短 大 卒	3	50.7	405,843	0	405,843			
高 校 卒	2	48.0	458,990	40,500	418,490			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	8	53.3	512,353	0	512,353	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級	
大 学 卒	4	51.8	546,460	0	546,460			
短 大 卒	2	54.0	539,962	0	539,962			
高 校 卒	2	55.5	416,531	0	416,531			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	27	48.3	410,606	23,497	387,109	同 上	同 上	
大 学 卒	8	44.5	405,878	18,377	387,501			
短 大 卒	8	51.1	454,616	25,099	429,517			
高 校 卒	10	49.0	381,490	19,062	362,428			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きま っ て		(A-B)			
			支 給 す る	う ち 時 間 外				
給 与 (A)	手 当 (B)							
事 務 係	事務課長代理	2	51.0	495,262	0	495,262	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	4 級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	0	-	-	-	-		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術課長代理	27	45.1	400,576	9,879	390,697	同 上	同 上
	大学卒	7	45.0	412,337	15,525	396,812		
	短大卒	14	44.3	382,785	11,289	371,496		
	高校卒	6	47.0	428,370	0	428,370		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	31	45.7	362,420	34,395	328,025	係の長及び係長級専門職	2級、3級
	大学卒	14	44.0	378,270	40,011	338,259		
短大卒	3	44.0	293,991	3,521	290,470			
高校卒	14	47.7	361,234	35,396	325,838			
中学卒	0	-	-	-	-			
技 術 係	技術係長	17	43.6	383,770	58,996	324,774	同 上	同 上
	大学卒	3	45.0	421,230	45,195	376,035		
	短大卒	6	43.5	387,403	44,318	343,085		
	高校卒	8	43.3	366,998	75,180	291,818		
	中学卒	0	-	-	-	-		
事 務 係	事務主任	37	41.4	333,067	21,512	311,555	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	1 級
	大学卒	25	39.2	342,905	11,932	330,973		
	短大卒	3	39.3	274,969	35,497	239,472		
	高校卒	9	48.1	325,105	43,463	281,642		
	中学卒	0	-	-	-	-		
技 術 係	技術主任	71	41.4	365,688	44,977	320,711	同 上	同 上
	大学卒	21	36.9	381,890	46,557	335,333		
	短大卒	23	40.6	335,483	36,945	298,538		
	高校卒	24	45.5	379,774	44,151	335,623		
	中学卒	3	45.3	371,167	102,100	269,067		
事 務 係	事務係員	87	41.4	292,778	11,900	280,878	同 上	同 上
	大学卒	45	35.3	311,251	7,634	303,617		
	短大卒	15	43.3	263,195	3,393	259,802		
	高校卒	26	50.9	282,348	24,347	258,001		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技 術 係	技術係員	99	31.2	324,904	50,878	274,026	同 上	同 上
	大学卒	51	29.2	343,501	65,132	278,369		
	短大卒	22	36.1	308,077	36,686	271,391		
	高校卒	25	30.7	296,345	32,027	264,318		
	中学卒	*	*	*	*	*		

第4表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	38.7	44.2	55.8	0.0	61.3
高校卒	17.1	51.9	48.1	0.0	82.9

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

職員の給与に関する報告（令和2年11月）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-20-1742
関係部局保存期間	1年

